

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和8年度北九州港(新門司南地区)船舶航行安全対策検討業務				
業 務 概 要	業 務 名 称	業 務 内 容	単位	数量	摘 要
	北九州港新門司南地区航行安全対策検討業務				
	計画準備	計画準備	式	1	
	航行安全対策の検討	資料収集整理	式	1	
		整備計画概要の整理	式	1	
		航行安全対策の検討	式	1	
		航行安全対策の整理	式	1	
	委員会等の開催・運営	委員会等資料作成 委員会等の開催・運営	式 回	1 3	委員会 2 回 作業部会 1 回
	協議・報告	協議・報告	回	5	事前協議 1 回 中間報告 3 回 最終報告 1 回
	成果物	業務完成図書作成	式	1	
契約担当官等の 氏名並びに所属する 部局の名称及び 所 在 地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 鈴木 賢治 北九州市門司区西海岸1-4-40				
契 約 年 月 日	令和8年7月8日				
契 約 業 者 名	公益社団法人 西部海難防止協会				
契約業者の住所	北九州市門司区港町7-8				
契 約 金 額	21,120,000 円(税込み)				
予 定 価 格	21,307,000 円(税込み)				
随意契約によるこ ととした理由	本業務を的確かつ円滑に実施するためには、船舶航行の安全対策の検討に関する豊富な業務実績等を有している必要がある。 以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明業者においては、予定技術者の経験・能力(技術資格、業務執行技術力、専門技術力)、発注者の要請に対する的確性・迅速性に関する本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案の観点からなる技術提案書の提出を求めるとともに、予定技術者へのヒアリングを行うことにより、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、「船舶航行実態を把握するためのAISデータの解析による航跡図の作成及び港湾機能を継続するための効率的な工事施工を考慮した検討」に関する提案を評価し、公益社団法人 西部海難防止協会が最適であると判断されたことから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い、円滑な遂行を図るものである。				
業 務 場 所	—				
業 種 区 分	建設コンサルタント等				
履 行 期 間 (自)	令和8年7月8日				
履 行 期 間 (至)	令和9年1月29日				
備 考					